

尼崎市監査公表第7号

出資団体等監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成29年5月10日

尼崎市監査委員	今	西	昭	文
同	藤	川	千	代
同	上	松	圭	三
同	福	島	さ	とり

## 措置通知表【指定管理者監査】

1 監査対象団体名	パークマネジメント尼崎
2 措置を講じた局	都市整備局
3 監査結果報告日	平成28年 3月25日
4 措置通知日	平成29年 4月26日
5 監査結果の内容	<p><u>使用料の徴収事務について</u></p> <p>指定管理者であるパークマネジメントは、野球場等の使用料徴収業務を担っている。しかしながら、適正に使用料を徴収していないものや、徴収した使用料を市に納付していないものがあったが、都市整備局は、こうした使用料徴収業務の実施状況を、十分に確認せず看過していた。 (公園計画・21世紀の森担当)</p> <p>&lt;措置を求める事項&gt;</p> <p>公の施設の設置者としての責務を自覚し、指定管理者の施設管理状況を的確に把握し、適切な指導を行うこと。</p>
6 措置の内容	<p>今回ご指摘のありました指定管理者パークマネジメント尼崎による使用料の未徴収2件、誤徴収2件、市への未納付2件につきましては、現場で使用料を徴収する際の計算ミスや日計表への転記ミスなどが原因で起こったものと判明いたしました。今後は使用料、還付額、入出金日等が記載されている公共施設予約システムから出力した月計票（利用施設別）と月報を突合してチェックし、日常のチェック体制をより強化することで、再発防止に努めてまいります。</p>

## 措置通知表【指定管理者監査】

1 監査対象団体名	パークマネジメント尼崎
2 措置を講じた団体	パークマネジメント尼崎
3 監査結果報告日	平成28年 3月25日
4 措置通知日	平成29年 4月26日
5 監査結果の内容	<p><u>使用料の徴収事務について</u></p> <p>指定管理者であるパークマネジメントは、野球場等の使用料徴収業務を担っている。しかしながら、適正に使用料を徴収していないものや、徴収した使用料を市に納付していないものがあった。</p> <p>&lt;措置を求める事項&gt;</p> <p>パークマネジメントは、公金を取り扱っていることを十分に認識し、適正に業務を遂行すること。</p>
6 措置の内容	<p>今回ご指摘のありました使用料の未徴収2件、誤徴収2件、市への未納付2件につきましては、すべて支払いを完了致しました。今後は計算ミスや日計表への転記ミスが起こらないように努めるとともに、使用料収入の実績報告を行う月例報告書に、有料施設の予約が全て一元管理されております公共施設予約システムから出票される「月計票（利用施設別）」を添付し、予約内容と各公園で徴収した使用料とに差異がないか事前に確認するように努めてまいります。</p> <p>また指定管理者として今後は公金を取り扱っていることを十分に認識し、このようなミスが二度と生じないよう現場スタッフ一同徹底した管理に努めてまいります。</p>